

PTAが加入している保険の適用範囲について

明正小PTAでは、「PTA団体傷害保険」と「PTA賠償責任保険」に加入しています。この保険は「PTA会員が」「特定の条件下で」「けが等をした場合に適用されます。別途「PTA保険加入のお知らせ」でも加入条件等をお伝えしますが、ここでは具体的なケースについて解説します。

なお、実際の保険適用は、保険会社への申請→保険会社への査定のもとに決定されます。ここで紹介するケースであっても100%適用の保証はないことをご理解ください。

【PTA団体傷害保険が適用されるケース】※食中毒は適用外

- PTA主催および共催の行事・委員会・部活動に参加中、PTA会員(会員の子どもである児童・生徒を含む)が、けがをした
- 自宅からPTA主催および共催の行事・委員会・部活動の開催地へ向かう(帰る)途中で、PTA会員(会員の子どもである児童・生徒を含む)が、けがをした
→ただし、自宅から開催地への道中で「寄り道」をした場合は適用外
- 明正小まつりに参加中、PTA会員(会員の子どもである児童・生徒を含む)が、けがをした
- 自宅から明正小まつりに向かう(帰る)途中で、PTA会員(会員の子どもである児童・生徒を含む)が、けがをした
→ただし、自宅から開催地への道中で「寄り道」をした場合は適用外
- 校外班の立哨当番中に、PTA会員(会員の子どもである児童・生徒を含む)が、けがをした

※保険の申請には医療機関の領収書(診療明細書)が必要になります。

※けがの発生後、保険適用を希望される場合は、PTA本部にご連絡ください。

※児童について、『独立行政法人 日本スポーツ振興センター』からの給付対象となるけがは補償の対象となりません

【PTA賠償責任保険が適用されるケース】

- PTA主催および共催の行事・委員会・部活動に参加中、他人にけがをさせた
- PTA主催および共催の行事・委員会・部活動に参加中、第三者から借りているスポーツ用具(教育資材)を破損・紛失した

※事故の発生後、保険適用を希望される場合は、PTA本部にご連絡ください。

【いずれの保険も適用されないケース】

- クラス保護者の任意活動としてお茶会をしていた際に、けが・事故・食中毒が発生した
- クラス保護者の任意活動として公園遊びをしていた際に、けが・事故・食中毒が発生した
- 卒業対策委員会(PTA管轄外)のイベント中に、けが・事故・食中毒が発生した